

改定理由

胃内視鏡検診が平成28年度に対策型検診として開始されて5年が経過したことから、「令和3年度 市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査(以下、「CL」という。)」の胃内視鏡検診の評価項目に追加が生じたため(2項目が追加され、全評価項目数は50→52に変更)。

- 【追加項目】問2-2「過去5年間の受診歴を記録していますか」
- 問4-4「過去5年間の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を記録していますか」

評価基準設定にあたっての考え方

- ・チェックリスト項目は最低限のがん検診体制であるため、A評価=満点(100%)とし、その他の評価基準は中央値や四分位数などに基づいて設定する。
- ・各区市町村の評価を経年比較できるよう、当分の間は評価基準を変更しない。
- ・「A」を目標レベル達成、「B」を許容レベル達成、「C」以下を改善指導の対象として、「C」以下の区市町村に改善を促す。
- ・生活習慣病検診等管理指導協議会(がん部会)が必ず各区市町村の結果の分布を確認し、独自に改善指導の対象とすべき評価基準を設定する。

出典:「令和元年度全国がん検診従事者研修」「精度管理ツール(雛形集)令和元年度版」  
(国立がん研究センターがん対策情報センター)

都における評価基準の設定方法

- ・「A/B/C/D/E/Z」の6段階評価(ただし、「A評価=満点(100%)」、「Z評価=未回答」とする。)とし、中央値の項目数を基準として実施項目数をBからEまでの各評価基準に均等に振り分ける。  
→中央値をCの下限值に設定
  - ・集団検診及び個別検診の中央値を比較し、高値である方の値を基準とする。
- ※令和元年度第1回生活習慣病検診等管理指導協議会(がん部会)にて決定。

胃内視鏡検診の評価基準(案)

評価結果を経年比較できるように、以前決定した基準となる**中央値(35)**は**変更せず**に、評価項目数をBからEまでの各基準に合わせて概ね均等に振り分ける。

(変更案) 新しい評価基準案(評価項目: 52)

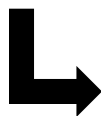
評価	内容	中央値 変更しない	
A	チェックリストを全て満たしている	52	
B	チェックリストを一部満たしている	44-51	← 8項目 (+1)
C	チェックリストを相当程度満たしていない	35-43	← 9項目 (+1)
D	チェックリストを大きく逸脱している	26-34	← 9項目
E	チェックリストを極めて大きく逸脱している	25以下	
Z	調査に対して回答が無い	-	

(変更前) R1設定時の胃内視鏡検診の評価基準(評価項目: 50)

評価	内容	中央値	
A	チェックリストを全て満たしている	50	
B	チェックリストを一部満たしている	43-49	← 7項目
C	チェックリストを相当程度満たしていない	35-42	← 8項目
D	チェックリストを大きく逸脱している	27-34	← 8項目
E	チェックリストを極めて大きく逸脱している	26以下	
Z	調査に対して回答が無い	-	

【参考】R2年度調査(胃内視鏡)の評価結果の分布(変更前の基準による)

評価	集団		個別	
	区市町村数	割合	区市町村数	割合
A	0	0.0%	0	0.0%
B	1	14.3%	5	33.3%
C	3	42.9%	6	40.0%
D	2	28.6%	4	26.7%
E	1	14.3%	0	0.0%
Z	0	0.0%	0	0.0%
計	7		15	



上記評価基準(案)に基づく評価結果  
(R3年度・胃内視鏡)

評価	集団		個別	
	区市町村数	割合	区市町村数	割合
A	0	0.0%	0	0.0%
B	4	57.1%	10	41.7%
C	3	42.9%	13	54.2%
D	0	0.0%	1	4.2%
E	0	0.0%	0	0.0%
Z	0	0.0%	0	0.0%
計	7		24	